

平成 18 年 6 月 30 日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部長 中谷 比呂樹 様

社会福祉法人 全国精神障害者社会復帰施設協会
理事長 新保 祐元
社団法人 日本精神科病院協会
会長 鮫島 健
NPO法人 全国精神障害者地域生活支援協議会
代表 大友 勝
社団法人 日本精神科看護技術協会
会長 田中 隆志
社団法人 日本精神保健福祉士協会
会長 竹中 秀彦
財団法人 全国精神障害者家族会連合会
理事長 小松 正泰
(公印省略)

**精神障害者社会復帰施設等運営費
平成 18 年度国庫補助所要額についての要望書**

貴職におかれましては、障害保健福祉に係る諸施策の充実にご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

さて、障害者施策全体の基礎構造を根底から再考すべく「障害者自立支援法」が今春から施行され、新たな試行と共にさまざまな課題も見え隠れしてきています。精神障害者を取り巻く施策も、この新法の施行により、これまで予算措置不足や他障害者施策との制度上の格差が課題とされてきましたが、僅かながらでも光明が差し始めるのではないかと、私たちも期待をもってきたところです。

しかしながら、平成 18 年 6 月 14 日付け貴下「障害福祉課通所サービス係」名で各都道府県等障害保健福祉主管課宛に出された事務連絡「平成 18 年度精神障害者社会復帰施設等運営費の国庫補助について」の内容に、大変驚きと戸惑いを感じております。

これまで、今秋から移行が始まる通所事業等については、5年間の移行猶予期間が認められ、この期間を十分に活用しながらより適切に移行を進められることが各地においても話し合われてきました。特に、施策の充実が遅れてきた精神障害者社会復帰事業においては、そのサービスの質・量共に大きな格差が生じており、地域間や障害者の基本的な調整と十分なる計画性等の準備を経なければ、折角新たなサービス体系に移行をしたとしても、期待される成果が得られないとの判断がされてきています。

そんな中で出された今回の通知は、機械的な新制度移行の推進と予算確保不足を臭わせ、新法施行の初年度で暗中模索ながらも現場で精神障害者の地域生活を支えている私たちの、ただ不安を煽ることにしか繋がりません。

そこで、私たちは次の点について十分なる検討をいただき、現在の事業が確実に維持され、今後適切に新体系への移行が推進されるような予算措置と制度運営となることを切に要望いたします。

記

1. 新体系への5年間の移行期間については当初計画どおり従前事業の維持をしてください

- 1). 5年間の移行期間を十分に活用し、より適切な移行が実現できるよう、現在の事業を維持してください
- 2). 移行推進に向けた条件緩和等の運用についても、民間団体等との十分なる意見交換をお願いします

2. 新体系での義務的経費と従前事業の裁量的経費の予算確保について再度明示ください

- 1). 新体系移行後と従前事業の継続のいずれにおいても、予算確保がされていることをさらにご周知ください
- 2). 新体系移行の努力目標と現実の予算措置について、混乱が生ずるような文書の発行は慎重にしてください

以上